

ぼれぼれ四条大路グループホーム運営規程

(目 的)

第1条 株式会社ひまわりの会が開設するぼれぼれ四条大路指定認知症対応型共同生活介護事業所、ぼれぼれ四条大路指定認知症対応型短期共同生活介護事業所（以下「本事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業、指定認知症対応型短期共同生活介護事業（以下「本事業」という）は、要介護者であって認知症の状態である者（以下「認知症老人」という）について、入浴、排泄、食事の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、認知症老人が精神的に安定して健康で明るい生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、認知症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事等の介護、その日常生活上での世話や機能訓練、その他必要な援助を行うものとする。
- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 本事業を運営するにあたって、地域との結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び保健・医療又は福祉サービスを提供するもの等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 本事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ぼれぼれ四条大路
- (2) 所在地 奈良市四条大路二丁目 860 番 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、本事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型短期共同生活介護の実施に関し、本事業所の従事者に対し遵守すべき事項について、指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者 2階1名、3階1名（兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡調整を行う。
- (3) 介護職員 10名以上
介護職員は、利用者に対し必要な介護、世話及び支援を行う。

(利用定員、利用日数)

第5条 本事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 認知症対応型共同生活介護事業の利用定員は2階9名、3階9名とする。
- (2) 認知症対応型短期共同生活介護の利用定員はユニット定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用するものとする。1ユニット1名を上限とする。
利用日数は30日間とする。

(事業の内容)

第6条 認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活のなかでの機能訓練
- (4) 相談・援助

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は指定認知症対応型共同生活介護、認知症対応型短期共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的

なサービスの内容を記載した介護計画を作成する。

- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対してその内容について説明し、同意を得るものとする。
- 3 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努めるとともに、作成後の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料及びその他の費用等)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型短期共同生活介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準による額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護、当該認知症対応型短期共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、または3割の額とする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準による額とする。

3 前2項の利用料のほか、利用者から次の各号に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

(1) 認知症対応型共同生活介護の家賃は、月額 161,500 円（内訳：家賃：90,000 円、管理費 55,000 円、水道光熱費 16,500 円）とする。

認知症対応型短期共同生活介護の施設利用料共通費は、日額 6,300 円とする。

(2) 食材料費 2,100 円（朝食 390 円、昼食 870 円(おやつ込み)、夕食 840 円)

特別食費 300 円（1 日）

(3) おむつ代・理髪料は、実費を徴収する。

(4) その他、日常生活において通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係わる費用で、利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費を徴収する。

4 前項第1号から第3号の規程により徴収する費用実費の額は、利用者が途中で入居し、又は退居したときは、次の算式により算定した金額をその月の費用負担額とする。但し、100円未満の端数が生じた場合は、それぞれそれを切り捨てるものとする。

$$\text{費用負担の月額} \times \frac{\text{当該月の実入居日数}}{30}$$

5 第3項に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び金額に関して説明を行い、同意をえることとする。

6 第2項による指定認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型短期共同生活介護に係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型短期共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対し交付する。

(認知症対応型共同生活介護の入居一時金)

第9条 認知症対応型共同生活介護の入居一時金として、入居に際して入居時における施設維持管理費の一部に相当する金額を、徴収するものとする。

2 前項に規定する入居一時金は、利用者が退居するとき、下記の計算式によりこれを還付する。但し、未納の家賃又は損害賠償があるときは、入居一時金のうちからこれを控除した額を還付する。

3 入居一時金には、利子を付けない。

入居一時金 120万円

償還期間 60ヶ月

各月償還金額 2万円

還付金の計算式 入居後、3月が経過するまでの間に契約が終了した場合

$$\text{還付金} = 120\text{万円} - 2\text{万円} \div 30 \times (\text{入居日から起算して契約終了日までに日数})$$

入居後、3月が経過し、60ヶ月が経過するまでの間に契約が終了した場合

$$\text{還付金} = \text{契約終了日以降、60ヶ月が契約するまでの期間につき、日割計算により算出した入居一時金の額}$$

(入退所に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型短期共同生活介護の対象者は、認知症老人で、少人数による共同生活を営むことに支障のないものとし、次のいずれかに該当するものは対象から除くものとする。

(1) 認知症状に伴う著しい精神障害のある者

(2) 認知症状に伴う著しい行動異常のある者

(3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際して、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあること及び共同生活が可能であることの確認を行う。

(虐待の防止等)

第11条 事業者は、ご利用者等の人權の擁護・虐待の防止の為に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守します。ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

2 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理)

第12条 指定認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型短期共同生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水等については、衛生的な管理に努め、また衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所において感染症が発生した場合においては、まん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関、並びに医療連携している訪問看護ステーションと連絡を取り、適切な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する本事業所の防災救出計画を作成し、防火管理者又は、火気、消防等についての責任者を定め、当該防災救出計画に基づき年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、協力医療機関や連携施設等との連携方法や支援体制について定期的に確認を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型短期共同生活介護の提供に係わる利用者、家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 本事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護、指定認知症対応型短期共同生活介護に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条及び指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第172条の2の規定による質問、照会又は調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 本事業所は、職員の資質の向上を図るためのこれに必要な研修の機会を次のとおり設けるものとし、これに必要な業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年12回以上

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員が職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約に盛り込むものとする。

4 本事業所は、認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、利用者の認知症対応型共同生活介護が完結した日から5年間保存するものとする。

(その他)

第17条 この規則に定める事項のほか、本事業の運営に関し必要な事項は、法人と本事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年10月31日から施行する。

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成22年11月13日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

この規則は、令和4年10月1日から施行する。